

伊那市紙おむつ等使用者に対する指定ごみ袋支給事業実施要綱を次のように定めます。

令和4年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市紙おむつ等使用者に対する指定ごみ袋支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、紙おむつ等の使用が必要な者がいる世帯に対して伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成18年伊那市規則第83号。以下「規則」という。）第2条に規定する指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を予算の範囲内で支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象世帯)

第2条 指定ごみ袋の支給を受けることができる者は、日常生活において紙おむつ等（乳児、高齢者、障害者、在宅療養者等が使用する紙おむつ及び尿取りパットをいう。）を必要とする者がいる世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する世帯

(2) 指定ごみ袋購入第1段階チケットでは指定ごみ袋が不足する世帯

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(指定ごみ袋の種別及び支給枚数等)

第3条 支給する指定ごみ袋の種別は、規則別表に規定する燃やせるごみ指定ごみ袋大とし、その支給枚数は、1世帯につき年間100枚を限度とする。

2 支給回数は、月1回を限度とし、支給1回につき20枚を限度とする。

(支給の申請)

第4条 指定ごみ袋の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定ごみ袋支給申請兼受領確認書（別記様式）に紙おむつ等を購入したことが分かる書類を添えて、当該年度の6月1日から3月31日までに、市長に提出しなければならない。

(支給の取消し及び返還)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定ごみ袋の支給の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により指定ごみ袋の支給を受けたとき。

(2) 支給対象世帯の要件に該当しなくなったとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により指定ごみ袋の支給決定を取り消した場合において、指定ごみ袋が既に支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消す場合において、必要と認めるときは、当該受給者が既に使用した指定ごみ袋の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡の禁止)

第6条 この告示の規定により支給された指定ごみ袋を他の者に譲渡してはならない。

(適用除外)

第7条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域に住所又は居所を有する者については、適用しない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（表）

指定ごみ袋支給申請兼受領確認書

年 月 日

（宛先）伊那市長

紙おむつ等を使用している者がいるため、燃やせるごみ指定ごみ袋の支給を申請します。

【申請者】	住 所			
	ふりがな		電話番号	
	氏 名			

【代理人】	住 所			
	ふりがな		電話番号	
	氏 名		申請者との続柄	

紙おむつ等購入日	年 月 日
----------	-------

【支給対象者】

	① 紙おむつ等を使用している幼児がいる
	② 紙おむつ等を必要とする障害者、高齢者又は在宅療養中の者がいる
	③ その他（内容： ）

対象者氏名	ふりがな		確認欄
	氏 名		
住所（申請者住所と異なる場合）			
世帯人数	人		

取扱部署 支給枚数 枚と決定し、支給しました。

支給した指定ごみ袋出荷

No. — —
No. — —

課 長	係 長	担 当

(裏)

注意事項

- 1 支給される指定ごみ袋は、燃やせるごみ指定ごみ袋の「大」のみとなります。
- 2 支給の申請は月に1回とし、1回の支給枚数は、支給対象者がいる世帯に20枚までとなります。また、年間に支給できる枚数は、1世帯当たり100枚が限度となります。
- 3 虚偽の申請、その他不正の手段により指定ごみ袋の支給を受けた場合、支給された指定ごみ袋を譲渡した場合又は支給対象世帯の要件に該当しなくなった場合は、支給された指定ごみ袋を返還していただきます。
- 4 虚偽の申請、その他不正の手段により指定ごみ袋の支給を受けた者が、支給された指定ごみ袋を既に使用している場合は、額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。